

広島県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
友安クリニック	カンバラ歯科醫院	呉市音戸町波多見五丁目五番一号	平成二十二年九月一日
ともりハビリクリニック	蒲原歯科医院	東広島市西条御条町一番二五号	平成一八年五月一日